

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
	4	
件名等	防省大臣承認	
厨房油水分離槽清掃役務	作成年月日	令和3年 4月16日
	変更年月日	令和 年 月 日
	作成部隊等名	大和業務隊補給科

1 役務場所

陸上自衛隊大和駐屯地：宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21-9
No.111号建物の厨房油水分離槽1箇所

2 役務概要

本役務は役務場所の油水分離槽内部の沈殿汚泥及び油分汚水(以下「沈殿汚泥等」という。)を汲み取り、槽内洗浄を行った上、汲み取った沈殿汚泥等及び洗浄汚水を回収し、産業廃棄物処分場まで運搬し処分を行う。

3 役務完了時期

令和3年7月31日(土)

4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書、関係法規及び監督官の指示により実施する。
- (2) 特に記載及び指示がない事項であっても、技術的に当然なすべき事項は積極的に実施する。
- (3) 軽微な変更については協議によるものとし、契約額の増額は行わない。
- (4) 役務中に施設等に損傷を与えた場合は、監督官に報告しその指示に従い速やかに原状に復旧する。
- (5) 作業実施日は工程等事前に監督官と協議し決定する。
- (6) 役務実施に当たり質疑等が生じた場合は、監督官の指示による。
- (7) 災害予防について万全の対策を講じ、充分留意するものとし、突発事故が生じた場合には、速やかに監督官に報告するものとする。なお、災害・事故に伴う損害等は、全て請負者の負担とし、部隊側としての補償は一切行わない。
- (8) 役務完了の際は、請負者立会いのうえ検査官の検査を受けるものとする。もし手直しがある場合は、指定の期日までにこれを完成し報告するものとする。

5 特記事項

- (1) 各槽内部の沈殿汚泥等をバキューム車等により汲み取りし除去する。
- (2) 沈殿汚泥等の汲み取り後、各槽内部の壁面、仕切り板及び内部配管等の付属物は、ブラシ及び高圧洗浄機を用い洗浄水にて洗浄・除去したうえ洗浄汚水として汲み取る。なお、洗浄水は請負者側にて準備するものとする。
- (3) 汲み取り回収した沈殿汚泥等及び洗浄汚水は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物として適正に処分する。
- (4) 作業衣及び使用器具は油水分離槽の掃除専用のものである。また、作業は衛生的に行われるようにする。
- (5) 洗浄終了後、各槽内部に元の水位まで水を張ること。その際、張る水は全て請負者の負担とする。
- (6) 汚泥量：4, 000Kg

6 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人通知
- (3) 工程表
- (4) 作業日誌
- (5) 竣工届
- (6) 作業状況写真
作業の前・中・後・その他監督官が指示する箇所を撮影し、A4写真帳により提出する。
- (7) マニフェスト伝票
搬出した沈殿汚泥等及び洗浄汚水の処分の際に交付した産業廃棄物管理票(A, B2, D, E)の写しを工期中に監督官に提出すること。
- (8) その他官側担当者の指示するもの